

宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宗像市教育委員会事務決裁規程（平成15年宗像市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考2中「、経営企画部長及び助役」を「及び経営企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

宗像市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

改正案				現行			
別表第 4(別表第 1—別表第 3 関係) 支出負担行為の専決事項				別表第 4(別表第 1—別表第 3 関係) 支出負担行為の専決事項			
節名\区分	教育長	部長	課長等	節名\区分	教育長	部長	課長等
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 1 略 (1)から(3)まで 略 2 20 節 扶助費のうち市が全額を負担する扶助費については、財政課長及び <u>経営企画部長</u> の合議とし、市長の決裁とする。				備考 1 略 (1)から(3)まで 略 2 20 節 扶助費のうち市が全額を負担する扶助費については、財政課長、 <u>経営企画部長及び助役</u> の合議とし、市長の決裁とする。			